

毎週火、金曜日発行（但休日等ときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 鳥取県行政組織規程の一部改正
- ◇告示 建設業者の変更登録  
土地改良区役員の退任及び就任  
建設業者の登録まつ消  
馬の流行性脳炎及び豚コレラの予防注射並び  
に牛のピロプラズマ病検査  
肥料の登録失効  
医療機関の指定  
収入証紙小売さばき人の指定取り消  
豚コレラ予防注射の実施
- ◇公安規則 射撃場の指定に関する規則の一部改正
- ◇雑報 鳥取県市町村職員共済組合第三回組合会の招  
集

## 規則

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公

布する。

昭和三十五年五月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第三十号

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程（昭和二十八年四月鳥取県規則第  
二十四号）の一部を次のように改正する。

第八十九条の四第二項を削り、同条第三項中「鳥取県  
北条用排水改良事業所 倉吉市」を「鳥取県北条用排  
水改良事業所 東伯郡北条町」に改め、同項を第二項  
とし、以下一項ずつ繰り上げる。

### 附 則

この規則は、昭和三十五年六月一から施行する。

## 告 示

### 鳥取県告示第二百五十六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十三条第一項

の規定による変更届の提出があつたので、同条第二項において準用する同法第八条第一項の規定により、次のように建設業者登録簿に昭和三十五年五月二十三日変更登録

登録番号 登録年月日 商号又は名称

鳥取県知事登録 (ほ)第五二一号 昭三三、九、五 (株)八興建設

第二一八号 三四、六、二一 (有)中国土建工業

主たる営業所所在地 申請者氏名

鳥取市東品治町 (新)小林 嘉男 (旧)田中 嘉男

若桜町 (新)宇治田光寿 (旧)岩崎 重寿

鳥取県告示第二百五十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨の届出があつた。

昭和三十五年五月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

新開川土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 井上 光恵 米子市東福原

就任した役員の名及び住所

理事 井上 光恵 米子市東福原

井上 福寿 上福原

永見 正栄 両三柳

国尾 春吉 西福原

竹本美佐雄 上福原

佃 美勝 東福原

大先安五郎 西福原

八尾高三郎 皆生

井上 福寿 上福原

永見 正栄 両三柳

国尾 春吉 西福原

竹本美佐雄 上福原

宮崎 良孝 西福原

大先安五郎 皆生

八尾高三郎 皆生

昭和三十五年三月二十七日通常総代会において総選挙の結果当選し四月六日就任、任期四年。

北条砂丘土地改良区

退任した役員の名及び住所

監事 田川 武利 東伯郡北条町大字江北

中村 喜一 大栄町大字東園

磯江 義幸 北条町大字北尾

就任した役員の名及び住所

理事 原田千代吉 東伯郡北条町大字松神

監事 田川 武利 江北

録した。

昭和三十五年五月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

中村 喜一 大栄町大字東園

佐伯 明人 北条町大字松神

昭和三十五年四月二十五日通常総代会において総選挙の結果当選し同日就任、理事の任期は前任者の残任期間(昭和三十六年十一月十六日)監事の任期は二年。

下黒坂土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 頭本 潔 日野郡日野町下黒坂

生田 貞寿 皆生

生田 浩造 皆生

梅林 寿次 皆生

頭本 忠治 皆生

頭本 義人 皆生

頭本 鶴一 皆生

就任した役員の名及び住所

理事 頭本 潔 日野郡日野町下黒坂

生田 貞寿 皆生

北条砂丘土地改良区

退任した役員の名及び住所

監事 田川 武利 東伯郡北条町大字江北

中村 喜一 大栄町大字東園

磯江 義幸 北条町大字北尾

就任した役員の名及び住所

理事 原田千代吉 東伯郡北条町大字松神

監事 田川 武利 江北

下黒坂土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 頭本 潔 日野郡日野町下黒坂

生田 貞寿 皆生

生田 浩造 皆生

梅林 寿次 皆生

頭本 忠治 皆生

頭本 義人 皆生

頭本 鶴一 皆生

就任した役員の名及び住所

理事 頭本 潔 日野郡日野町下黒坂

生田 貞寿 皆生

頭本 忠治  
 梅林 駿一  
 梅林 諒  
 監事 頭本 義人  
 梅林 俊作  
 昭和三十五年四月十日通常総会において総選挙の結果  
 当選し同日就任、任期二年。

東郷湖周辺土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 長谷川義信 東伯郡東郷町大字長和田

鳥取市金沢土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 前田 鹿蔵 鳥取市金沢

石上 博夫

藤田 理夫

山田 清次

坂本 茂雄  
 監事 西尾 善一  
 横田 清勝

就任した役員の名及び住所

理事 西尾 善一 鳥取市金沢

網川 定春

石上 勉

四宮 正

前田 勇治

監事 中島 強

沢田 竜吉

昭和三十五年三月六日通常総会において総選挙の結果  
当選し同日就任、任期二年。

鳥取県告示第二百五十八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四条の規定による廢業の届出があつたので、同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十五年五月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	登録年月日	名 称	所 在 地	申請者氏名	まつ消年月日
鳥取県知事登録 (ほ)第四九四号	昭三三、四、一〇	光花水道工業所	鳥取市立川町四丁目	米花 三郎	昭三五、 四、九

鳥取県告示第二百五十九号

次のように馬の流行性脳炎及び豚コレラの予防注射並びに牛のピロプラズマ病検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、馬、牛及び豚の所有者に対して注射及び検査をうけることを命ずる。

昭和三十五年五月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 流行性脳炎、豚コレラ及びピロプラズマ

マ病予防のため。

二 実施の区域 別表のとおり及び場所

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

流行性脳炎予防注射……馬。ただし、生後三月以内分

べん前後一月以内のものを除く。

豚コレラ予防注射……豚。ただし、生後四十日及び分

べん前後一月以内のものを除く。

ピロプラズマ病検査……牛。ただし、生後四十日及び分

べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり  
五 検査及び注射の方法

流行性脳炎予防注射……流行性脳炎予防液皮下注射  
豚コレラ予防注射……豚コレラ予防液皮下注射  
ピロプラズマ病検査……血液検査

別表 (一) 馬の流行性脳炎予防注射

実施期日	実施区域	実施場所
六月十日	日野郡江府町、深山口、池の内、武庫	深山口、池の内、武庫家畜検診所
〃	〃	御机、美用、下蚊屋
十三日	〃	〃
〃	〃	〃
十四日	〃	〃
〃	〃	〃
十五日	〃	〃

別表 (二) ピロプラズマ病検査及びダニ駆除

実施期日	実施区域	実施場所
六月二十三日	日野郡日野町板井原	板井原家畜検診所
二十四日	〃	三栗
二十五日	〃	三栗
二十七日	〃	江府町御机
二十八日	〃	御机
二十九日	〃	下蚊屋
〃	〃	下蚊屋
〃	〃	深山口
〃	〃	深山口
六月一日	倉吉市社	各豚舎巡回注射

〃	東伯郡北条町下北条	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
二日	倉吉市上北条	〃	〃	〃	〃
〃	東伯郡北条町中北条	〃	〃	〃	〃
三日	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
六日	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃

〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃

鳥取県告示第二百六十号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十四条の規定により、次の肥料の登録は失効した。

昭和三十五年五月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 肥料の名称

保証成分量(パーセント)  
窒素全量りん酸全量加里全量

生産業者の住所、氏名

鳥取県第二六三号 丸協ビル麦尿素複合肥料

六・二 九・〇 一・一・〇 東伯郡羽合町長瀬一、一五九

長瀬農業協同組合 組合長理事 清水 利二

〃 第二七五号 長瀬水稻複合肥料

八・四 七・七 一・〇・六 〃

00574

第二七七号	上井水稻複合肥料	八・四	七・七	一〇・六	倉吉市字福庭四五六 上井農業協同組合	徳丸 治夫
第二八〇号	浅津水稻複合肥料	八・四	七・七	一〇・六	東伯郡羽合町字下浅津一九三 浅津農業協同組合	本多不二雄
第二八二号	舍人水稻複合肥料	八・四	七・七	一〇・六	東伯郡東郷町字方地一、〇五一 舍人農業協同組合	福井 敏男
第二八三号	東郷水稻複合肥料	八・四	七・七	一〇・六	東伯郡東郷町字国信一三五の四 東郷農業協同組合	秋久 清二
第二八四号	花見水稻複合肥料	八・四	七・七	一〇・六	東伯郡東郷町字長和田五四八の二 花見農業協同組合	山崎武三郎
第二八五号	上北条水稻複合肥料	八・四	七・七	一〇・六	倉吉市字井戸畑一三 上北条農業協同組合	磯江 義博
第二八六号	泊水稻複合肥料	八・四	七・七	一〇・六	東伯郡泊村字園五九一の一 泊村農業協同組合	長久 翁

鳥取県告示第二百六十一号  
生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定による医療機関を次のように指定した。

00575 第3127号

昭和三十五年五月三十一日	鳥取県知事	石 破 二 朗
指定年月日	名 称	所 在 地
昭和三十五年五月十六日	樋口 医院	鳥取市大桶五〇七の一
鳥取県告示第二百六十二号	診療科名	開設者名
鳥取県収入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）第五条第二項により指定した小売さばき人について、次のとおり指定を取り消した。	内科、小児科、放射線科	樋口 実
昭和三十五年五月三十一日	鳥取県知事	石 破 二 朗

番号 氏 名 小 売 さ ば き 場 所 取 消 年 月 日  
一〇二 大正農業協同組合 鳥取市古海八百二十番地 大正農業協同組合 昭和三十五年五月二十三日  
組合長 佐々木秀雄

鳥取県告示第二百六十六号

次のように豚コレラ予防注射を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により、豚の所有者に対して注射をうけることを命ずる。

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 豚コレラ予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり及び場所
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 豚。ただし、生後四十日及び分べん前後一月以内のもの

のを除く。  
四 実施の期日 別表のとおり  
五 注射の方法 豚コレラ予防注射……豚コレラ予防液皮下注射

実施期日	実施区域	実施場所
六月六日	気高郡気高町浜村	各豚舎巡回注射
七日	逢坂	
八日	鹿野町勝谷	
九日	気高町宝木	
十日	酒津	
十三日	鹿野町鹿野	
十七日	青谷町青谷	
十八日		
二十日	気高町瑞穂	

### 公安委員会規則

射撃場の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年五月三十一日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成文

#### 鳥取県公安委員会規則第五号

射撃場の指定に関する規則の一部を改正する規則

射撃場の指定に関する規則（昭和三十一年六月鳥取県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「銃砲刀剣類等所持取締令（昭和二十五年政令第三百三十四号）第六条の三」を「銃砲刀剣類等所持取締法（昭和三十三年法律第六号）第十条第二項第三号」に改める。

### 雑報

鳥取県市町村職員共済組合第三回組合会を次のとおり招集する。

昭和三十五年五月三十一日

鳥取県市町村職員共済組合理事長 石河大直

一日 時 六月十四日午前十時三十分

二場 所 東伯郡三朝町 溪泉閣

三 附議事項

- 1 昭和三十四年度決算の認定について
- 2 貯金規程の一部改正について